特定非営利活動法人毛呂山町学童保育の会定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人毛呂山町学童保育の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県入間郡毛呂山町に置く。

第2章目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の協力による運営のもと、昼間労働等により保育が必要とされ、 又は保育を希望する小学校児童に対して心身の健やかな発達を援助することにより適 切な生活、遊びの場を設け、父母等が安心して働き、生活できる地域社会の確立に寄 与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 子どもの健全育成を図る活動
 - (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

特定非営利活動に係わる事業

- ① 放課後児童健全育成事業
- ② 子育て支援に関する事業
- ③ 地域交流事業

第3章 会員

(会員の種類)

- 第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下法という)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志をもつ個人又は団体
 - (3) その他の会員 理事会が別に規定して定めた会員

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通達しなければならない。
 - 3 この会の賛助会員になろうとするものは、会費を納入することによって会員になること ができる。

(会費)

第8条 会員は総会で定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届けの提出があったとき
 - (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
 - (3) 会員である団体が消滅又は破産したとき
 - (4) 会員が会費を6ヶ月以上滞納したとき
 - (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会 することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 法令、定款又は規則、規定に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
 - (3) 除名の決議があったときには、除名された会員に除名の理由を明らかにして、 その旨を通知するものとする。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納品した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 4 人以上 20 人以内

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、代表理事を1人、副代表理事を若干名置く事が出来る。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は総会において選任する。
 - 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数 の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表しその業務を総理する。
 - 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたと きは、代表理事があらかじめ定めた順序に従ってその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を遂行する。
 - 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務遂行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総 会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、通常総会の翌日から翌年の通常総会の日までの期間とする。ただし、 再任は防げない。
 - 2 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには遅滞なくこれ を補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、そ の役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の 機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

- 第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員 の総数の3分の1以下でなければならない。
 - 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、事務局長並びに必要な職員を置くことができる。
 - 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。
 - 3 この会に、会の事業を遂行するために放課後児童支援員を職員として配置する。この職員の勤務に関する既定は理事会で定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算の作成
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 会員の除名
 - (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了の日から1ヶ月以内に開催しなければならない。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催される。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号を除き、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、 少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と する。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があっ た場合はこの限りではない。
 - 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を 行使することができない。

(総会における書面表決権等)

- 第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または代理人をもって表決を委任することができる。
 - 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
 - 4 第2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の摘要については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数

- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び第1項第2号の摘要については、理事会に 出席したものとみなす。
 - 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあってはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収益
 - (5) 資産から生じる収益
 - (6) その他の収益

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事 が別に定める。
- 2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を 経なければならない。

(暫定予算)

- 第46条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表 理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用 を講じることができる。
 - (2) 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第47条 予算超過または、予算外の支出に充てるために、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画の変更及び予算の追加または更正)

- 第48条 理事会は、事業年度中に事業計画及び活動予算書を変更した場合、当該事業年度直 後の通常総会に報告するものとする。
 - 2 予算作成後にやむを得ない理由により既定予算の追加または、更正を行う場合、理事会は 議決にあたり父母会の意見を聞かなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第49条 この法人の事業報告書、活動決算書、賃借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、 または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上 の議決を経、かつ、法第25条第3項に既定する軽微な事項に係わる定款の変更の 場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以 上の議決がなければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、 法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもっ て決した者に帰属させるものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員3分の2以上の議決を経、 かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章雑則

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、こ の法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則の制定または変更は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを行う。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

萩原 克美 代表理事 副代表理事 早坂 和美 副代表理事 門脇 広美 理事 田中 裕子 小久保 祐子 同 高田 恵子 同 同 當山 泉 本橋 香織 同 浅田 いづみ 同 同 柴山 操子 監事 室谷 明子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、設立の日から 31 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、設立の日から 31 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
- ①入会金0円
- ② 年会費 0円
 - (2) 賛助会員
- ①入会金0円
- ②年会費 10,000 円